

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年7月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900002号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900007号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成18年12月31日から平成19年1月1日に訂正し、平成18年12月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成18年12月31日から平成19年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月31日から平成19年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月31日から平成19年1月1日まで
年金記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成18年12月31日となっているが、同事業所を同日付けで退職している。

厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成19年1月1日に訂正し、将来の年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA事業所における離職日が平成18年12月31日であること及び請求者の退職時の状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、当該事業所に継続して在籍していたことが認められる。

また、当該事業所は、請求期間当時の資料は残っていないものの、請求者の給与から請求期間に係る平成18年12月分の厚生年金保険料を控除しなかったとする特段の事情はない旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の当該事業所における平成18年11月の厚生年金保険の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月31日から平成19年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、平成18年12月31日から平成19年1月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を平成19年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを平成18年12月31日と誤って記録したとは考え難いことか

ら、事業主から平成 18 年 12 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 18 年 12 月 31 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900004号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年2月11日から同年4月1日まで
請求期間について、B市にあったA'事業所で店員として勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がない。
給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本の記録及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険適用事業所名簿によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成23年7月28日に破産手続を終結していることが確認できる上、請求期間当時の代表社員は既に死亡しており、破産管財人は当時の資料がなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、自身が名前を挙げた同僚二人のうち一人への照会を希望しておらず、別の一人に照会したが、請求者と一緒に勤務していたか分からない旨回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、請求者が姓のみを記憶する同僚二人と同姓の者が、請求期間について厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない上、同被保険者原票により、請求期間当時に同保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた6人(上記の別の一人を除く。)に照会し二人から回答を得られたものの、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、請求期間について、当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。